

第2回検討会における主な意見

【保育指針の告示化、性格の明確化関係】

- 告示化は長年の課題であったと思うが、告示化によって法的な拘束力が生じることから、最低基準等の関係性について具体的な検討が必要である。
- 児童福祉施設最低基準としての告示内容は、県の指導監査の対象となり保育所の独自性が規制される問題もはらんでいるので、細部にわたってはできるだけ書かない方が良いのではないか。
- 昭和23年の「保育要領」や昭和31年の「幼稚園教育要領」はわかりやすい内容であったが、この度の告示の内容に関しても簡素化とわかりやすさをお願いしたい。
- 告示の構成について、現行の第3章から第10章までを一つにまとめ、その細部は解説の方で具体的に記述してはどうか。
- 「子どもの発達」と「保育内容」との関係性の理念をもう少し明確に。また、第3章から第10章までの書き込みをどうするか議論が必要。運営に関しては第13章を明確に。現場の先生に伝わる解説書として、また母親や父親にもわかりやすい指針とすることが必要である。
- 告示化に当たっては、第11章から第13章の中には最低限の規則的な事項がかなりあると思うので、それらの運営に関する部分についてはきちんと書いていく必要がある。
- 保育所の社会的役割として子どもに対する保育と子育て支援が2本柱として位置づいているが、地域の子どもの保育を必要とすることと親に対する支援を同列に並べて議論する段階にきているのではないか。

【養護及び教育、小学校との連携関係】

- 幼児期の学びの特性と小学校期の学習の部分のスムーズな接続について、少し異質なものと認識しながら接続させていくことが非常に大事なポイントではないか。
- 今、学校教育の混乱もあって、保護者が子どもの教育にとっても神経質になり、また不安を抱いている状況にある。保護者がイメージする幼児教育と、この場で語られる幼児教育とにはイメージの違いがあるのではないか。保護者が本来の幼児教育について理解できるよう、その辺りを指針にきちんと書き込む必要がある。
- 「接続」は基本的に教育課程や内容の接続を指し、「連携」は人の交流や教師と保育士が連携し合って子どもを育てる視点と考える。その際重要なことは、教育課程の接続強化ではなく（準備教育の意味合いではない）、発達や育ちがつながるようお互い連携していく視点が重要である。
- 暮らしの中にも学びはあるし、遊びの中にも学びがあることをどう読み取って連携を考えるかということを書き込むことが大事である。
- 保育所は小学校との連携や接続だけを強めるのではなく、生涯学習の基盤

となるということを位置づけることが重要であり、その基盤として乳幼児期の大事なものはなにかということを書き込むことができればと思う。

- 保育所は0歳児から生活時間の大半を過ごしているので、それぞれの時期に子どもたちの力で生活を作り出していくことは非常に重要なことである。
- 養護と教育の一体性を考えると、「ねらいと内容」の示し方が3歳未満と3歳以上とでは書き方が大きく違っており、3歳未満のところから幼稚園と共通する部分への接続と、保育所から小学校への接続について明確にしておいた方がよい。
- 養護とは何かということについて、1回目の改訂時において保育所の独自性をより明確するという方向性の中で出てきたと思うが、今、このままで良いのかということを検討する必要があると思う。
- 養護というのは、家庭養育と比較して社会が養育を行うのでそれを養護あるいは社会的養護という意味で一番使われていると思うが、養護と教育の一体に係る議論の前に「保育とは何か」を明確にした方がよい。
- 今の「保育指針」では「養護と教育」の養護とは「生命の保持と情緒の安定」という意味であり、「養護と教育が一体となって」とは養護と教育は分けて捉えられるものではなく、生命の保持と情緒の安定があって初めて5領域に見られるような子どもの育ちが可能になるという捉え方であると理解している。
- 学校教育法第1条では「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学」とあって、最後に「及び幼稚園とする」とされている辺りが小学校以上と保育・幼児教育が質的に違うことの宣言ではないか、接続か連携かということは相当しっかり議論していきたいと思う。
- 保育現場では、「養護と教育」を日々の保育の中に組み込んでいることが大事なことと思っている。
- 「保育」と「養護と教育」とがイコールかどうか。最近では幼稚園は幼児教育、保育所は保育とされるなど、ここ10年いろいろな概念が勝手に使われているのではないか。これまで共通に使われていた「保育」をできるだけ使わない傾向を感じるが、ここで概念整理をしっかりとやる必要がある。

【地域の子育て支援、保育所の機能強化関係】

- 現行の保育指針に第13章を追記した当時においても、(地域の子育て支援は)保育所が一番その役割を果たすところに位置していることが多かったと思う。
- 「保育指導とはなにか」ということをもっと具体的にまとめる必要があり、その際、必須の部分とそうではない部分があると思うが、絶対欠かせないものとしてはコーディネートの役割ではないか。
- 地域の子育て支援の拠点として、保育所はいろいろやるようになってきている。ただ、今まで少し「親の肩代わり」をしてしまったので、保育所はもう少し親の力、子どもの力を伸ばすための子育て支援の拠点としてありたいと思う。
- コーディネートの役割を担って子育て支援を行う場合、人材の確保等の条件整備なしでは本来の保育にもマイナスの影響が出るといった実態もあるの

ではないか。

- 子育て支援としてのコーディネートを行うには、より専門性の高い専門職の配置が必要ではないか。
- 小児学、小児保健の立場からは、乳児健診が子育て支援の最たるものと思う。子育て支援は関係機関が様々な形で行っており、保育現場での子育て拠点たる保育所がそれらを上手にコーディネートする役割を求められているのではないか。言い換えれば、上手にコーディネートできる機能を持つことが子育て支援の拠点としての役割と考えてよいのではないか。
- 「保育」の概念に「子育て支援」を入れるのか入れないのかを明確にしないまま決めていくと、保育と子育て支援の両方が保育であるとの矛盾が生じるのではないか。
- 前回の改訂時には保育所保育プラス子育て支援という形で整理したが、子どもの保育と親の指導も含めたものを保育所保育と整理するのかなど、明確にするための議論が必要である。
- 第13章には「～通常業務に加えて地域における子育て支援の役割を総合的かつ積極的に担う～」と書かれており、その「担う」の主体は保育士と読めるが、その通常業務の明確化と、保育士がコーディネートしていくという理念の明確化が必要であり、第13章にはどういうコンセプトが必要かをもう少し書き加えた表現にすると良い。
- 保育指針には、園児の保護者に対する具体的な指導・援助的な表現は書かれていないので、そうした内容を織り込んでいくことが重要である。
- 現場では、親のことを忘れていたら保育は進まない。子どもの育て方がわからない、悩んでいる、困っているという親が多いと思う。
- 保護者同士の関係づくりが子育て支援の大きなテーマの一つであるが、個人情報保護とのかね合いでやりにくい状況（電話連絡網が作れないなど）もあり、こうした点に関しての配慮が必要である。
- 子育て支援は色合いがあって良い、全部やる保育所はないと思うがそれぞれ特色を持った子育て支援はできると思う。

【保育内容の充実関係】

- 食育については、食育基本法ができたからということではなく、今まで保育の中で十分に行ってきたことを、大切にしてきたことをもう一度再確認していくに過ぎないと思う。
- 保育所だけの問題ではなく地域の大きな問題なので、例えば虐待については児童相談所や民生委員、児童委員といった具体的なところとのネットワークの仕方に少し触れておく必要があると思う。
- 健康・安全という問題では、子どもの命を守るということを一番の原点に置きながら、新しい知見をどう保育の中に盛り込んでいくかが非常に大切である。
- 現行指針の第12章、第13章は重なりがあるので、その示し方を変えていくことが大事であり、食育の関連する部分も含め指針全体の構成を考えていくことが必要である。
- 虐待や障害児保育の対応はある程度できているが、どこの機関とどのように連携したらよいのか整理する必要がある。

- 現行指針の第12章には、囑託医、かかりつけ医、医師という言葉がかなり出てくるが、囑託医の大体8割が保育所に来るのが年2回という現状であり、今後の人的条件をどう整えていったらよいか考えたい。

【保育士の資質向上、評価関係】

- 保育士の専門性にどこまで踏み込むか、「保育指導」は本格的なソーシャルワークではないレベルと受け取られている。
- 保育士の研修は、時間外に自主的に行っているのがほとんどであり、本当に苦労していると思う。これだけ保育内容が複雑で多岐にわたり、さらに国家資格になっているのだから、研修の義務付けを示していくべきではないか。
- 保育内容の改善は研修の確保なしには難しいのであり、研修をきちんと位置づけ、保育士の技術と倫理について体系化して提示することが必要である。
- 現場ではかなりの研修があると思うが、それが体系化されていないことが一番の問題である。子どもの視線で学びを提案できるということがどういうことなのか（親へ説明できるかどうか）との発想も必要である。
- 目の前の子どもが一番豊かに育つための研修には何が必要かという議論が必要である。
- 保育所には保育士以外に栄養士、調理員、看護師もいるので、全職員の資質向上と子どもの最大利益に基づく研修体制を整えて欲しい。

【本日のまとめ】

- 一つ一つまだまだ議論を重ねていく必要がある。
- 基本的に大事なことは、使う言葉を丁寧にきちんと整理する必要がある。特に保育、養護、教育の言葉が重要なキーワードになる。これは現行指針があいまいということではなく、より求められている、積極的に強めていくということである。
- 保育所の機能強化については、現場がどうなるかということ考えたシュミレーション的な作業が必要である。
- 告示化（大綱化）する中で大事なことは、行政（地方自治体）、保護者、保育現場に理解してもらえよう基本的考え方をきちんと出すことが必要である。
- 保育と子育て支援との関係性の明確化、研修の位置付け・意味付けの明確化を行う必要がある。